

業務委託仕様書

1 委託業務名称

地域企業における高度外国人材活躍推進事業

2 業務の背景・目的

今後、人手不足及び市場の縮小がより一層深刻化することが見込まれる中、地域企業においては、事業継続のための人材確保に加え、組織に多様な視点や柔軟な発想を取り入れながら、新たな事業やサービスの創出につなげていくことが不可欠となっている。

本市は、外国人住民に占める留学生の割合が指定都市の中でもっとも高い都市であるが、東北大学が国際卓越研究大学の認定を受けたこと等もあり、留学生がさらに増加していくものと考えられる。

本委託業務は、こうした状況を踏まえ、外国人材採用に取り組む地域企業の裾野を広げるとともに、地域企業と仙台市内の教育機関に通う留学生等との相互理解を促進するための就業体験やイベントの機会等を提供することにより、多様な人材の活躍及び地域経済の持続的な成長を図っていくことを目的とするものである。

3 見積金額上限額

18,978,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 業務内容等

(1) 本仕様書内の用語の定義

① 外国人材

主に仙台市内に居住する外国人住民で、「技術・人文知識・国際業務」や「高度専門職」など、いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」で就業することを希望する者

② 留学生

①のうち、主に仙台市内の大学・大学院・専門学校に通う外国人留学生

③ 地域企業

主に仙台市内に事業所を構えている中堅・中小企業

(2) 業務内容

① 地域企業及び留学生における機運醸成

(ア) 若手外国籍社員等へのインタビュー記事の作成

- ・発注者が運営管理する就職・転職お役立ちポータルサイト「仙台で働きたい！」内の留学生向けページに掲載する、地域企業で活躍する 30 歳前後の若手外国籍社員及びその経営者等へのインタビュー記事を作成すること。なお、記事の掲載は、「仙台で働きたい！プロジェクト（サイト運営）」受託事業者において行う。

●参考：就職・転職お役立ちポータルサイト「仙台で働きたい！」内留学生向けページ

https://sendaidehatarakitai.jp/international_students

- ・記事作成数は年間 5 本とすること。
- ・内容は、留学生が仙台で働き、生活することをイメージしやすいように、業務内容や一日のタイムスケジュール、仙台を選んだ理由や暮らしやすさ、仕事に対する考え等とし、インタビュー取材先とともに、発注者と協議の上選定すること。

(イ) 企業向けセミナーの運営

- ・発注者では、以下のとおり地域企業向けセミナーの開催を予定している。当該セミナーの集客、下記内容を効果的に実施するための助言を含む当日に向けた準備及び当日運営を行うこと。なお、会場の確保及び登壇企業の選定は発注者にて行う。

日時：令和 8 年 5 月下旬または 6 月上旬 13～15 時頃（予定）

場所：公益財団法人仙台市産業振興事業団 会議室 A（仙台市青葉区中央 1-3-1 AER7 階）

（会場費は無料）

内容：外国人材採用に積極的に取り組んでいる地域企業 2～3 社による事例紹介及びパネルディスカッション

② 外国人材採用に新たに取り組む地域企業への個別支援

(ア) 外国人材採用に新たに取り組む可能性がある地域企業のリストアップ・データベース化

- ・外国人材の採用に新たに取り組む可能性がある地域企業を 100 社以上リストアップすること。
- ・リストアップする地域企業の業種や規模のバランス、手法、スケジュール等については、発注者と協議の上決定すること。
- ・業種や規模等に加え、リストアップの理由（例：人材不足の状況、海外展開の有無）を含むデータベースとして整理の上、発注者と共有すること。

(イ) 個別支援企業の開拓・支援

- ・（ア）で作成したデータベースに掲載の地域企業に対し、電話等により外国人材採用の検討フェーズを確認の上、個別支援を受ける意向があり、支援の成果が期待できる場合には、直接訪問やオンライン面談等による詳細なヒアリングを行うこと。
- ・このほか、個別支援を希望する地域企業を広く公募の上、同様にヒアリングを行うこと。公募の手法については、発注者と協議の上決定すること。その際、上記①(イ)における集客と併せて実施することも可とする。
- ・以上により、個別支援企業を 20 社以上選定し、当該企業の状況・課題に応じて、以下のような支援を行うこと。
 - 外国人材の強みを活かせる業務の切り出し
 - 求める人物像・要件定義の整理
 - 外国人材採用に関する制度（在留資格等）の説明
 - 外国人材の受入に向けた労務・生活面の準備への助言
 - 外国人材の受入に向けた社内体制づくりへの助言
- ・個別支援企業に対し、支援状況に応じ、適宜下記③に掲げる長期有給就業体験・インターンシップや④に掲げる市内教育機関との連携によるイベントの活用を案内すること。

③ 長期有給就業体験・インターンシップ実施支援等

- 参考：センダイシゴト体験

<https://sendaidehatarakitai.jp/sendaisigototaiken>

(ア) 全般的事項

- ・ 発注者が実施する長期有給就業体験・インターンシップ事業「センダイシゴト体験」の一環とし、発注者が指定する就業体験・インターンシップ専用サイト（以下「専用サイト」）を活用すること。
- ・ 専用サイトを閲覧または利用している地域企業及び留学生からの法務・労務・文化・言語等への対応など留学生特有の事項について問い合わせがあった場合に対応すること。

(イ) 受入企業の支援

- ・ 留学生を対象とした 6 日以上半年以内のプログラムを新たに掲載し、受入に取り組もうとする地域企業 10 社程度に以下のような支援を行うこと。なお、業種等のバランス、手法、スケジュールについては、発注者と協議の上決定すること。

-業務の切り出し

-留学生の専攻や関心分野、将来のキャリアに関連した意義のある魅力的なプログラムの作成

-時給・日給等の設定や雇用契約に関する助言

-やさしい日本語を用いたプログラム掲載

-その他留学生特有の法務・労務・文化・言語等への対応に関する助言

- 参考：やさしい日本語（文化庁 HP）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/92484001.html

- ・ 作成した就業体験・インターンシッププログラムの情報を、「センダイシゴト体験」受託事業者と連携の上、専用サイトに掲載すること。
- ・ 専用サイト上でのマッチング業務は「センダイシゴト体験」受託事業者が行うが、留学生からの申込状況等を当該受託事業者から共有を受け、面談に同席するなど、留学生、受入予定企業双方への助言やコミュニケーションの支援を行い、円滑なマッチングを後押しすること。また、在留資格の変更等、就業体験・インターンシップ受入にあたって必要な支援を行うこと。
- ・ マッチング成立後、受託者が主体となって定期的に留学生及び受入企業双方から実施状況を確認するとともに、必要に応じて助言・支援を行うこと。
- ・ 留学生と受入企業が取り交わす個人情報及び秘密保持に関する誓約書を、やさしい日本語を用いて作成し専用サイトに掲載すること。なお、誓約書の原案は「センダイシゴト体験」受託事業者作成のものを参照すること。
- ・ プログラム掲載後、一定期間留学生からの申込がない、又はマッチングが進まない受入予定企業に対し、プログラムの見直し等に関する支援を行うこと。

●参考：センダイシゴト体験受託事業者との業務分担

	センダイシゴト体験受託事業者	本事業受託事業者
専用サイト閲覧者及び利用者からの問い合わせ対応	<ul style="list-style-type: none"> ・初期相談 ・CMS 操作方法や応募フロー等に関する一般的な問い合わせ 	<ul style="list-style-type: none"> ・法務・労務・文化・言語等への対応など留学生特有の事項
受入企業の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業受託事業者への申込状況等の提供 ・専用サイト上でのマッチング作業 ・個人情報及び秘密保持に関する誓約書の原案作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム作成支援 ・プログラムの専用サイトへの掲載 ・やさしい日本語を用いた個人情報及び秘密保持に関する誓約書の作成 ・マッチング受入に向けたコミュニケーションの支援 ・プログラム掲載後の見直し

(ウ) 実施後のフィードバック

- ・留学生及び受入企業から報告書（アンケート）を徴するとともに、必要に応じて評価の共有及び振り返り等のフォローアップを行い、双方の円滑なコミュニケーションと信頼関係の構築に努めること。
- ・就職・転職お役立ちポータルサイト「仙台で働きたい！」内の留学生向けページに掲載する、留学生及びその受入企業へのインタビュー記事を1本以上作成すること。なお、記事の掲載は、「仙台で働きたい！プロジェクト（サイト運営）」受託事業者において行う。
- ・インタビュー取材先及び掲載内容については、発注者と協議の決定すること。

④ 市内教育機関との連携によるイベントの開催

(ア) 大学・大学院に通う留学生を対象にしたマッチングイベント

- ・主に市内の大学及び大学院に通う留学生の地域企業への就職や就業体験・インターンシップ参加につなげることを目的としたイベントを開催すること。
- ・イベントは東北大学と共催で実施すること。なお、日程及び会場は以下のとおりを予定している。
日程：令和8年12月2日（水）夕方
会場：東北大学 川内キャンパス内（仙台市青葉区川内41）（会場費は無料）
- ・参加企業数は10社程度とし、うち3割程度は留学生採用の実績がない企業とするよう努めること。
- ・留学生の参加者数は50名程度とする。

(イ) 専門学校1年生を対象にしたキャリアセミナー

- ・市内の専門学校に通う、就職活動が本格化する前の留学生1年生に対し、地域企業の魅力や仙台で働く魅力などを知ってもらうことで将来の職業選択の幅を広げること、また、地域企業に対し、専門学校に通う留学生と直接交流する機会を提供することで、留学生採用に対するイメージを変えてもらうこと、人材獲得の選択肢を広げることが目的に、地域企業を講師とするキャリアセミナーを1回以上開催すること。
- ・参加企業は6社とし、うち3割程度は留学生採用の実績がない企業とするよう努めること。
- ・留学生の参加者数は100名程度とする。
- ・実施時期は令和9年1～2月頃を想定しているが、具体的には発注者と連携先の市内専門学校との間で調整し決定する。

- ・会場は市内の専門学校とし、発注者が無償で提供を受けた学校とする。

(ウ) 専門学校 2 年生を対象にした企業説明会

- ・市内専門学校に通う、就職活動が本格化した留学生 2 年生に対し、学校での学びを活かして働くことができる地域企業の存在を知ってもらい、その後の就職につなげることを目的に、企業説明会を 1 回以上実施すること。
- ・参加企業は、令和 9 年 4 月に採用を希望する地域企業を 6 社以上とし、うち 3 割程度は留学生採用の実績がない企業とするよう努めること。
- ・留学生の参加者数は 150 名程度とする。
- ・実施時期は令和 8 年 7 月下旬～9 月頃を想定しているが、具体的には発注者と連携先の市内専門学校との間で調整し決定する。
- ・会場は市内の専門学校とし、発注者が無償で提供を受けた学校とする。

(エ) 共通事項

- ・開催方法は原則対面とする。
- ・開催にあたっては各教育機関と連携し、必要な調整は発注者と協議の上受託者にて行うこと。
- ・参加企業の選定にあたっては、業種等のバランスを考慮し、発注者と協議の上決定すること。
- ・イベントの内容については、発注者及び教育機関と協議の上決定すること。
- ・当日運営のほか、参加企業の募集・管理、イベントの広報、参加留学生の募集・管理、運営マニュアル・参加企業用資料等の作成、参加留学生に配布する企業概要資料の作成、参加留学生・企業への事後アンケートを行うこと。
- ・留学生の募集にあたっては、事業内容を効果的に伝えるための広報媒体を作成し、大学等に対して学内メールや学内への掲示の依頼、SNS やウェブ広告等による周知広報を実施すること。また、対象者が留学生であることをふまえ、適宜やさしい日本語や英語を使用するなどし、分かりやすい内容とすること。
- ・広報にあたっては、留学生の参加を促進する工夫や効果的な広報計画（期間、手段等）を検討の上、事前に発注者と協議すること。また、「仙台で働きたい！」プロジェクト（後述）の一環であることを明記することとし、発注者が提供するロゴマークを使用すること。なお、デザインについては、事前に発注者の承諾を得るとともに、発注者から事業を受託・運営している旨を表記すること。
- ・参加留学生向けの各資料の作成にあたってはやさしい日本語の使用を原則とし、必要に応じて英語翻訳を行うこと。
- ・通訳については、連携先の学校により教員もしくは学生スタッフ等のサポートを受ける予定であるため、当該経費を見積書に計上する必要はない。
- ・イベント後の留学生との交流状況について、参加企業へのヒアリング等により把握すること。

⑤ ①～④共通事項

- ・本業務は、「仙台で働きたい！」プロジェクトの一環として行う。「仙台で働きたい！」プロジェクトは、BEST JOB（イベント等運営）、BEST JOB（センダイシゴト体験）及び「仙台で働きたい！」サイト運営で構成し、各受託事業者は別途決定する。
- ・受託者は、本事業の実施における地域企業等への訪問等の機会を通じ、「仙台で働きたい！」プロジェクトに関連する事業についても積極的に情報提供・紹介を行うこと。また、実施状況及び結果について、発注者に定期的に報告すること。内容及び方法等については、発注者と協議の上決定すること。

- ・ 事業実施にあたっては、東北高度外国人材活躍推進コンソーシアム及び公益財団法人仙台市産業振興事業団等と連携し、必要に応じ各機関の実施事業も案内すること。

●参考：東北高度外国人材活躍推進コンソーシアム

https://www.tohoku.meti.go.jp/s_kokusai/people.html

(3) その他

事業全般において、発注者と意思の疎通を図ること。

6 報告事項

- (1) 毎月定例打合せ（訪問、WEB 会議等）を実施し、進捗状況等について報告すること。加えて、次月以降の方針、施策を具体的に提示すること。
- (2) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、発注者へ提出すること。

7 履行場所

仙台市内

8 著作権等の取扱い

- (1) 本業務に基づいて制作された成果物の著作権は、発注者に帰属する。
- (2) 本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (3) 制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受託者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、発注者においていかなる費用も発生しないようにすること。
- (4) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、発注者はその責任を負わない。

9 事業実施計画書等

受託者は本事業の委託契約締結後、速やかに次に掲げる事項について書面を作成のうえ、提出し、発注者と協議を行った上で事業を実施するものとする。

- (1) 事業実施計画書（事業の実施方法、年間スケジュール、事業達成目標数、各事業の実施計画等）
- (2) 事業従事者等届（事業実施責任者、事業に従事する者等）
- (3) 個人情報の取り扱いに関する書類一式

10 実績報告書等

- (1) 受託者は上記 5 (2) ④に掲げるイベント終了後に速やかに開催報告書を作成すること。報告書には、実施概要のほか、広報手段や実績またその効果等を検証し記載すること。
- (2) 受託者は事業終了後、当該事業に関し速やかに実績報告書を提出すること。報告書には企業開拓手法及び各イベントの実施概要のほか、広報手段や実績、またその効果等を盛り込むこと。

11 対象経費

本事業の実施に伴う経費は、5に掲げる業務を行うために必要なものとする。ただし、次に該当する経費は認められない。

(1) 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの：

- 各種事業の参加者（個別企業が参加者である場合を含む。）に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費
- インターンシップや研修などの受入企業への個人向け給付に関する補助金
- 金券・クーポン券等発行費
- 販促物（ノベルティ）の製作に係る経費（事業の企画に係る経費又は販促物試作にかかる経費を除く。）等

(2) 備品購入自体を主たる目的とする経費

(3) 用地取得（区分所有権の取得を含む。）に要する経費

(4) 提案、企画・立案に関するコンサルティング経費

(5) その他本事業との関連が認められないと発注者が判断した経費

12 業務委託料

業務委託料の支払いについては、受託者からの実績報告に基づく完了払いとする。

13 その他

(1) 業務の実施に当たっては、「個人情報の保護に関する法律」及び「仙台市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例」を遵守することとし、知り得た個人情報の取り扱いについては漏えい、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

(2) 個人情報保護に関わる事故等が発生した場合は、直ちに発注者へ全て報告し、対応策を協議すること。

(3) 受託者は、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」（以下、「ポリシー」）、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）、「別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」及び「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守することとし、それらに変更があった場合は、これに適合するよう必要な措置を講ずること。

個人情報の情報システム処理を行う場合は、ガイドラインに基づく外部委託審査を経る必要があることをふまえ、ポリシー「第2章 情報セキュリティ対策基準（3）情報資産の分類と管理」に適合する情報システム及びネットワークにより行うこと。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

(4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項

（<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>）に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

(5) 受託者は、本業務に係る契約の終了後、他社に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、円滑な引継ぎに努めるものとする。

(6) その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者が協議して決定する。